

令和4年第12回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月27日(火)
午後2時30分から午後3時50分
2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室

3. 出席農業委員（17人）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	牛山 義登	8	委員	柳澤 圭吾
17	代理	小林 修治	9	〃	前田 ちひろ
1	委員	田中 正代	10	〃	矢島 平一
2	〃	白鳥 誠司	12	〃	堀内 友恵
3	〃	矢島 勝秀	13	〃	篠原 朋夫
4	〃	小平 開	14	〃	小池 正雄
5	〃	宮坂 直治	15	〃	濱 聡一
6	〃	伊藤 利幸	16	〃	田村 和己
7	〃	渡邊 公人			

出席推進委員（9人）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	細川 光夫	24	委員	竹村 俊治
20	〃	宮崎 博人	25	〃	帯川 孝男
21	〃	小林 正一	26	〃	牛山 浩文
22	〃	有賀 宣尚	27	〃	戸田 広史
23	〃	島立 雄幸			

4. 欠席農業委員（1人）
欠席推進委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 農業委員会会長召集挨拶
- 第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任

第4 総会の公開について

第5 審議

第5 1号議案 農地法第3条の規定に依る許可申請について

第5 2号議案 農地法第4条の規定に依る許可申請について

第5 3号議案 農地法第5条の規定に依る許可申請について

第5 4号議案 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について

第5 5号議案 農用地利用集積計画(一括方式)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 鎌倉 亮

次 長 吉田 哲郎

主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

代 理

師走のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それではただいまより第12回茅野市農業委員会総会を開催します。よろしくお願い致します。

【農業委員会会長召集挨拶】

会 長

皆さんこんにちは。本日は12月の定例議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。八ヶ岳の装いも一段と深まってきて、冬本番の到来を告げている状況だと思えます。今年も残すところあと片手となりましたけれど、多くの農家ではもう既に片付け等が終わりまして、昔で言うところの“年神様を迎える”準備に入っているのではないかと思います。また一方、花農家の方につきましては、アネモネやメリヤがこれから本番ということで、忙しく準備や出荷作業に追われている頃かと思えます。そのような中でしたが先日は、諏訪地区農業委員協議会交流大会に多くの皆さまが参加してくださいましてありがとうございます。交流大会の中で平井先生が話されたことというのは、やはり地域の本当の意見を吸い上げた上で計画を作りましょう、ということでございま

した。平井先生の意見と、過日10月でしたか、原村で3市町村の交流会が行われました時に長野県農業会議の伊藤専務理事が話しておられた内容とつなぎ合わせてもらえれば、自分たちのものがある程度イメージできるのではないかと考えております。また先日総会の中において皆様から半年間の活動計画ということで、ご意見・ご提案をいただきましてありがとうございます。それにつきまして現在事務局の方で、ご意見等に応えるべき情報等、関係機関と話をしながら進めていますので、全部がまとまって、というのではなく可能なところから随時、役員会又は地区代表者会を経た上で皆様方に提示しながら取り入れていきたいと考えておりますので、初めは慣れない部分もあると思いますが、ご協力をお願いしたいと思っております。いずれにしても我々農業委員の仕事というのを根本に考えてみれば農業委員会は法律で定められた唯一の農業者の利益代表者であると、そういうところに立ち返ったうえでいきたいと思っております。今のことを一丁目一番地に置いてまた新たに来年から歩んでいければとそんな風に思いますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

さて今月の審議事項ですが、ご通知差し上げた通りでございます。その他事務局からの連絡事項等が多くありますので、質疑に関しては端的な説明をお願いしたいと思っております。進行にご協力をお願い致します。よろしくお願いいたします。

【主要会務報告について】

(会長より主要会務の報告)

【議事録署名委員の選任】

代 理

議事録署名委員の選任については、1番の田中正代委員、2番の白鳥誠司委員のご兩名をお願いいたします。

なお農業委員及び推進委員27名中、本日の出席は農業委員17名、推進委員9名ですので総会は成立いたします。

【総会の公開について】

会 長

総会の公開につきまして、いつものことではありますが、基本的には公開ということで進めていきたいと思っております。中には個人情報があるわけですが可能な限り公表的に進めていきたいと考えてお

ります。皆さんにお諮りします。公開に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成ということですので、本日の総会は公開で進めていきます。スムーズな進行にご協力をお願いします。

(傍聴者なし)

【審議】

議 長

議事日程第5審議、第51号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について順次説明をお願いします。

次 長

申請番号1について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：玉川、畑、386㎡

申 請 目 的：渡人…手不足のため

受人…農業経営拡大のため

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

19番委員

12月23日、玉川地区委員4名により現地を確認しました。案内図3-1をご覧ください。渡人は人手不足で耕作が困難になったため、農業経営拡大をしている受人の要望に応えることにしました。受人は農業経営を拡大するため農地を探していたところ渡人のことを知り、購入を希望しています。受人は現在水稻、野菜、リンゴを耕作しており、取得後はすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術等問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件はすべて満たしていると考えます。この売買は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認の報告につきまして意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。申請番号1につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号2について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：豊平・泉野、田3筆・畑9筆、計：7,580㎡

申 請 目 的：渡人…受人への特定遺贈遺言

受人…経営規模拡大

議 長

担当地区委員から現地確認の報告をお願いします。

22番委員

12月21日、泉野地区委員3名にて現地調査を行いました。案内図3-2をご覧ください。渡人は本年の6月に亡くなっておりまして遺言に基づき特定遺贈をしたいということです。受人は当集落に居住しており、水田が約5反歩、畑が約4反歩耕作しておりまして、この遺贈を受けて経営規模の拡大を希望しています。取得後はすべての農地を利用し、機械、労働力、技術、通作距離、いずれも問題なく、下限面積も超えています。以上のことから許可要件は満たしていると考えます。この売買は問題ないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。ただいまの担当地区委員さんの現地確認の報告につきまして意見・質問等のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。申請番号2について原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第52号「農地法第4条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1の説明

申 請 地：ちの、田、481㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：洋菓子店・ギャラリーの新築

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

24番委員

12月24日、ちの地区委員2名で現地を確認しました。案内図4-1をご覧ください。申請者が耕作している土地の半分ほどを転用し、家族でお店を運営する計画になっています。隣接する農地は、申請地の残地部分のみとなり、境には擁壁を設置し、雨水排水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続する計画となっています。被害防除措置等に問題はないと見てまいりました。ご審議よろしく願います。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認報告について意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。申請番号1について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

次 長

申請番号2の説明

申請地：豊平泉、田、148㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：駐車場2台分

議長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

4番委員

12月25日、豊平地区委員3名で現地調査を行いました。案内図4-2をご覧ください。申請者は昭和60年に養子として入った時から既に車庫があったようです。数年前に農地であることを知ったものの、申請を怠っていたとして始末書を提出し、本申請に至っています。申請地南側は土手になっており周囲に建物はありません。問題ないというよりも、仕方がないということで見えてまいりました。始末書もついております。よろしくご審議をお願いします。

議長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認報告について質問のある方は挙手をお願いします。

(質問なし)

議長

採決をいたします。申請番号2について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

今後、こういったことは農地パトロールを徹底する程、出てくると思いますが、是正してもらおうということで前向きにいきたいと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

議長

それでは、議事日程第5の議案第53号「農地法第5条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次長

申請番号1の説明

権利：所有権移転（売買）

申請地：ちの、田、275㎡

農地区分：第3種農地

申請目的：渡人…手不足で管理耕作が困難

受人…個人住宅の新築

議長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

24番委員

12月24日、ちの地区委員2名で現地確認をしました。案内図5-1をご覧ください。渡人は手不足で耕作及び管理が困難のため、住宅用地として譲りたいと考えていました。受人は市内で住宅用地を探しており、申請地が条件とあったため購入を決めたようです。隣接する農地はありません。法面保護として、南面、西面に擁壁を設置し、雨水排水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続する計画となっております。被害防除措置等に問題はないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

審議に入ります。地区委員さんの現地確認の報告について質問のある方は挙手をお願いします。

(質問なし)

議長

採決をいたします。申請番号1について原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議長

事務局より議案について説明をお願いします。

次長

申請番号2の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、畑、242㎡

農地区分：第3種農地

申請目的：渡人…高齢で耕作困難

受人…駐車場3台分

議長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

27番委員

12月17日、宮川地区委員4名で現地確認をしてまいりました。案内図5-2をご覧ください。申請地の道向かいに受人の自宅があり、現在手狭なため駐車場用地として購入したいとのことでした。申請書類等確認しましたが、問題はありません。よろしくご審議のほどをお願いします。

議 長

ただいまの地区担当委員さんの現地確認報告につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。申請番号2について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号3の説明

権 利：賃貸借権

申 請 地：玉川・宮川、計40筆、畑、11,635.62㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…手不足で耕作困難

受人…スーパーマーケットの新設

議 長

玉川地積になっていますが、行政区上は宮川になるので宮川の委員さんに現地確認していただきましたので、ご理解願います。

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

27番委員

12月27日、宮川地区委員4名で現地確認を行いました。案内図5-3をご覧ください。申請書類等確認しましたが、特に問題はありませんのでご審議をお願いしたいと思いますが、個人的に思う所

がございます。ここの確認を6月くらいにしたのですが、耕作をしなかったということで、非常に良い耕作地だと思っていました。今回こういった申請がきたときに、私も分かっていない部分がありますが、この地域の不動産業者の方に、『こういった所が空いていますよ』という話をする中で進んでいったのかなと思いますが、非常に良いところなのにもったいないなど、耕作してもらえるのであれば、してもらう方がいいという風に思います。先ほど会長からもありましたように、私たちが農業をどの様に、という中では耕作してもらった方がいいような、そんな風に感じました。しかし商業地ということでスーパーが開店しますと地域の皆さんの気持ちとすると『非常にありがたい』という気持ちの方が多くあると思うので、転用も仕方なしと思いますが、この先、集積等を考えたときに私たちが情報として捉えてそれを反映していくというのは限界があると思うんです。そういう中で、今回のように多分ですが不動産関係の方がこういう申請になると私たちは手が出ない、あるいは、そういった情報が不動産会社の方に入っているのであれば、事前に集積等に向かっていられるな、というようなところがあるとすれば、事前にそういった所の収集なり対応を取っていくというのが手なのかなと感じました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。現地を確認していただいた地区担当委員さんから意見をいただきました。実際この中では全部で40筆ということですが議案書に表記されているのは玉川の5筆ということですが、他の分も含めるということですよ。

次長

その通りです。全国共通のシステムの仕様で、この状態になりました。全筆表示させることも可能ですが簡略化も可とされていますので、ご理解いただけたらと思います。

議長

別紙を付けていただければ、皆さん納得されるのかなと思います。是非検討をお願いします。

議長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして質問のある方は挙手をお願いします。

22番委員

事務局への質問です。転用面積が11,000㎡以上ということなので、市の環境課の開発行為にも関わってくると思いますが、順番的には、まずは農業委員会が承認してから開発の許可に行くのか、開発の許可が先で農業委員会にかかるのか、教えてください。

次 長

手続きとしましては27番委員さんからもありましたように、こういった情報はどのタイミングで知るかということですが、原則公拵法というものがあまして、5,000㎡以上の開発を行う売買の場合、企画部に土地を購入しても良いか確認します。また売買契約書または貸借契約書の中に農地法の許可を得た段階で有効になるというのがあるので、最初に農業委員会になります。そしてほぼ同時期に開発許可が環境審議会にもかかります。

22番委員

分かりました。ありがとうございました。

議 長

他に意見・質問等のある方は挙手をお願いします。

10番委員

農振地域は農業を守るための場所という認識ですが、建物を建ててもいいのでしょうか。

次 長

農振農用地は青地、農振地域は白地になります。

27番委員

フェアでないと言いますか、ここで皆さんがどのように思うのか、22番委員さんからもありましたように、本当に順番がはっきりしてくると私たちの会長さんも言っていたように、気持ちとして一番地の気持ちで判断をして、じゃあ納得したね、じゃあ次に、という話になるんですが、前にも言っていますが皆さんこの書類を見て分かると思うのですが、1から10までこの中を見てこれは使えるなという言葉を選んで拾い上げて説明していただいていると思います。そこまで決まってちゃんとしているものをここであえて二十塗りをして発表するということはナンセンスかなと、私は思います。なので、これってどうなのかな、こういう風に進めていっていいのかなという判断を各地区の委員さんの目で見てもらって、

やっぱり差し戻した方がいいね、とか問題のあるものに対して時間を掛けて判断していくというのが筋なのかなと思います。

議長

ありがとうございました。やっていく中で、我々の人情的にも『ここは…』というところがあるかと思いますが、法制度上ではどうしても、求められたものは整理していて条件さえ合っていればいいということで進んでいくことに我々農業委員会の委員さん達が疑問に思うところというのは今後も数多く出てくるのかなと思います。ただどうしても最終的に決着をつけるとなれば裁判ということになった時に、やはり法制度上でもって、それが中に求められたものがきちんとできていれば、それはもう認めざるを得ないというのが全国の各農業委員会で必ずこのやるせない思いがあると、そんなことらしいです。ですから農業委員としても、じゃあ実際はどうなんだと言いますと、かけないけど審議はしなくてはいけないのかな、というようなことかなと。それなりに法というものを前面に打ち出された場合は認めざるを得ないのかなと思います。

余談になりますが今回の地域計画、目標地図を作る中でも皆さんに周知をしていくということも一つの役割かなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

申請地は農振地域内の第3種農地ということで、ここは農業をやるよりも他の目的に使ってもいいですよ、という種別をされた農地ということでご理解願いたいと思います。7～8年前になりますが、コンビニエンスストアの申請があった時はできなかったという経緯もあります。

他に意見・質問等のある方は挙手をお願いします。

2番委員

申請地は毎日通勤で通っていますが、平坦で白地でも大変いい農地だと思っています。実は農協職員時代に地主から土地を借りてほしいという話が何件かありました。新たな農家さんを紹介したところ、実際に作ってみると、周り近所の住民から、その作物はやめてほしいとクレームが入り、申請地周辺は農地の貸借に繋がらなくなりました。店舗への転用申請は仕方ないのかなと思います。借り手はいますが、近隣住民からのクレームにより農業ができないのが現状です。

議 長

申請地にまつわる経緯の説明がありました。やはりここは我々が農業を守っていく上で近隣との関係もあるかと思えます。そのために被害防除措置が完全か、ということも周りの農業を営農していく為に問題はないか、皆さんに出していただいています。やはり優良農地という判断であっても周囲に宅地が出来てくれば騒音や消毒、そういった行為は公害でしかないと言われのが現状だということでもあります。ですからなおかつ今後農業を、農業者がめいっぱいできる場所を作っていこう、ということでこれから地域計画を作っていこうと、繋げていただければありがたいかなと思っております。地域の中でも理解が増えるようお願いいたします。

様々な思いがあるかと思いますが、ここにはそんな経緯があったということで、ご理解をお願いします。

他に質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問なし)

議 長

それでは採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。なかなか重い挙手となりましたが、全員賛成ですので申請番号3は原案の通り決定とさせていただきます。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号4の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：米沢、田、1.64m²

農 地 区 分：第1種農地

申 請 目 的：渡人…相続したが収益性が低いためこの事業で農業経営を安定化させたい

受 人…営農型太陽光発電施設の新設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

25番委員

現地の確認報告をさせていただきます。案内図5-4をご覧ください。渡人と受人は親子になります。既に近隣の畦畔にはパネルが設置されておりますし、少し離れますが人里離れた地域の約六畝の水田に全面的にパネルが設置されています。現地確認をしたのは8月になりますが、周りといいますか、パネルの下も支柱の周りも手はかかると思いますが有意差なく米が成長しておりました。実際に刈り取る9月末に確認した際には、程よく実っていることを確認しました。そしてこの地域は中山間地域の一部になります。そんなことから周りの地権者25名に説明の案内状を郵送し、実際には全員は集まりませんでした。現地の近隣耕作者の理解を得ています。先般農林水産省からこんな案内がありました。

『最低耕作面積の50%以下であること』

これが今後今検討されているか、ひとつの目安となってくると思います。

『そこで発電された電気は農業関係施設にできるだけ使うこと』

『余った電気は売っても良い』

こんな方向が示されてきているかなと思うところがございます。そんな中でそうは言っても支柱をしっかりと入れる必要があるため、そういった影響やどんな様になるだろうかということで、受人に質問を送りまして、回答が来ております。【資料1】をお目通しいただけたらと思います。そんなことで一応現地の確認をしたうえで申請の内容で大きな問題はないだろうと、実際には耕作面積3,400㎡ということで、中央の一部にパネルが設置される状況で、近隣への影響も全くない状況かなということを確認しています。現地確認の状況は以上でございます。

議 長

ありがとうございました。これにつきまして本日お配りしました、資料NO.1をご覧ください。本日欠席の委員さんは、『こういう中で営農型とは言っても太陽光パネルはいかななものか』と、いくつかの質問と回答が載っています。事務局から説明をお願いします。

次 長

説明致します。地元の農業委員さん、推進委員さんの方で現地確認を行ったところ、委員の中で意見が分かれていることから集中審議いただきたいということで、別段資料を提供させていただいております。資料番号1です。申請内容は先ほど確認した通りです。1ページめくっていただいて『転用事由の詳細』をご覧ください。慎重審議の関係で朗読させていただきます。

○渡人の転用事由○

亡くなった父から土地を相続して米作りを続けているが、米の収益性が低いため土地をこの事業に貸すことで地代を得て農業経営を安定化させたい。

○受人の転用事由○

譲受人は譲渡人の息子で、祖父が営農を続けていたころから手伝ってきた。祖父が米作りを行っていた時代は人口が増加してとにかく作れば売れた時代でした。ところが近年は、米の需要は年々下がっており、譲受人が50歳になる2045年頃には日本の人口は1億人を割りこむことも予測されています。このまま米だけを作り続けていても、需要と供給の観点から米価格が長期的には下落していき、米作りを行うことができなくなってしまふことが考えられます。現在は、減価償却が終わった設備を使い続けることにより何とか継続出来ているものの、今後は老朽化した農業機械の買い替えが必要になるだけでなく中山間地特有の広い土手の草刈りコストなどを捻出することが必要です。そのためには「米以外の売り上げ」によって所得を向上することが必要になります。また、水田を維持して行く為には自身の所有地だけではなく他の人達と共有している用水路の維持管理や、共有地の除草作業等が必要になりますが、高齢化や人口減少がさらに進むと維持管理の担い手が不足する事態が深刻になることが予想されることから、今回の事業によって得られた収益の一部を、この地域の農地を維持するために利用することも考えています。

○転用事業の概要○

目的…2050年もこの土地で、米作りを続けられるようにする
内容…営農型の発電事業を実施する

となっていました。

次のページが、委員さんの方から質問事項を申請者に投げかけまして、昨日回答をいただいたものになります。現地確認を行った質問事項です。

○土砂の流出・崩壊等の防止○

【質問】

申請地は「茅野市ハザードマップ」では土石流特別警戒区域にも指定されていて、隣接地域では諏訪建設事務所において、調整池等の設置計画があり今後についても申請地上部で同様の計画があると説明会にて聞いています。

【回答】

(別添資料による回答)

【質問】

このような危険な場所で、155枚もの太陽光パネルや3 m以上の支柱や架台などの構造物を設置する工事を行うことについては、下流域の塩沢区住民の生活に被害が及ぶ恐れがあり、住民総意の同意があったとは考えにくいと思います。下流域農地所有者及び耕作者の同意等は確認されているのでしょうか。

【回答】

隣接する地権者と当該地から半径100m以内に土地又は住居を持つ所有者様へ説明会の開催を通知して説明会に参加されていない方でもお問い合わせがあった方には回答をさせていただいております。

「住民総意の同意」で「住民」という言葉の表している範囲がどこを表しているのか理解できておりませんが、塩沢区民全員という意味でしょうか？農地法では転用にあたって住民総意の同意というものを求めているのでしょうか？

【質問】

申請書では1,350mmのスクリー杭を圃場へねじ込み、太陽光パ

ネルを設置するとのことだが、水田の基盤にまで達する長い杭を複数本打設することは、地下水の流れが変わり現状でも排水不良が問題となっている塩沢区の圃場では、周辺農地へ湧水が発生すること等懸念されるが、地質調査等は実施しているのでしょうか。耕土の厚さと地層などの調査を実施して、その結果で周辺農地に影響がないことは確認されているならば、試験結果等をご提示いただきたい。

【回答】

地質調査は実施しておりませんので、地下水の流れが変わるなどという影響については現段階では言及できません。茅野市内では500件以上の発電所が運転開始をしていますが、発電所を起因として同様の問題が起こっている事例等ございますか？

地下水位が変わる状況ですが、1,300mmまでの深さに不透水層があって、その層を貫いて圃場からの水の一部が当水層へ流れ出る場合かと思えます。

毎年、代かきを繰り返すことで杭と地面の隙間に鋤床層がしっかりと形成され、隙間がふさがれることで漏れることも少なくなっていくものと理解しております。

【質問】

塩沢区は「米沢米」として市内でも有数なブランド米の生産地です。申請書に添付されている営農計画書の下部農地の地域の平均単収によると649kg/10aとなっており、申請地の耕地面積34aに換算すると2206.6kgとなり、米沢米の販売単価60kgで18,000円では661,980円の収入となる計算です。このような先人たちが長年に渡り構築してきた生産地へ営農型とは言え、ブランド力の低下につながるような本事業を行うことについては、年々減少している売買価格を鑑みても事業計画の見直しが必要と考えますが、先人たちが築き上げたブランド米への影響はどのようにお考えか申請者の意見をお聞きしたい。

【回答】

茅野市のみならず、諏訪地域のおいしいお米といえば「米沢米」

と認知してもらえようになったのは、諸先輩方がご努力されてきたことによる賜物だと思いますので、大変感謝しております。私自身も米沢で生まれ育った身として、そうした先人たちがいらっしやることを大変誇らしく思います。

米沢地区の米作りについては、戦前までの米沢地区周辺の単収は200kg/10a程度だったそうです。それが戦後に化学肥料を導入したり、温室での育苗をするなど戦後を生き抜いてきた先人たちが新しい技術を取り入れてきたことで収穫量が劇的二増やすことができたと思います。先人たちが今も「ビニールハウス」「化学肥料」新しい技術を取り入れてきたからこそ、多くの収穫を確保できたため今のブランドがあると思っています。

発電事業が「ブランド力の低下」につながるのをご指摘ですが、むしろ発電事業はお米の価値を高める手段のひとつになるかと思っています。

近年では、セイコーエプソンやディスコなど地域を代表する企業も再生可能エネルギーの活用には力を入れています。それは会社の価値を高めるという経営上の判断からです。更に全国では発電と営農を両立することにより「農産物の価値を高めている」事例もごございます。

現在、申請者の家で栽培しているお米は、個人のお客様に対して直接販売をしてきました。これまで、玄米を16,000円/60kgほどの価格で販売してきましたが、最近では発電所を紹介したのをきっかけで知り合った方などに、白米5kgを2,000円(24,000円/60kg相当)で買っていただいております。30kgで買っていただく場合は、玄米の状態です。また、先に設置した水田では電気の売り上げを考慮すると、お米60kg当りの売り上げは120,000円ほどになりますので、農家の収益改善の一助になっております。

お客様の多くは諏訪地域のお客様ですが、東京や埼玉、群馬、静岡、愛知、京都など遠方の方にも購入していただいております。売電と両立していることがきっかけで知っていただきお米を買っていただいているお客様もいますので、発電所により先人の方が作りあげてきたブランド価値を棄損するようなことにはなっていないと考えております。

【質問】

申請書に既に収穫した設備での収穫風景の写真が添付されていて、4条刈のコンバインで作業を行っている様子で「支柱の間隔が6mあり作業への支障はなかった」とのことだが、近年植付けや刈取などの機械も大型化しており、さらに排水不良による倒伏ではオペレータの技術が必要となっていて、作業に支障が無いとは想定しづらいが実際に作業を行ったオペレータの意見を教えていただきたい。

【回答】

申請者の所有する水田は圃場の形状が狭く、機械は大型のものは利用していません。機械も3条刈のものです。申請者の所有する水田は、3瀬しかないような水田など、大型化ができません。そのような狭小地の土地を営農しておりますので、単位面積当たりの作業の効率がよくありません。

たしかに、設備が全くない場合と比較すれば作業時間は多少かかりますが、それによって増える作業時間とそれにより得られる収益のバランスをみて効果が出るのであればやる意味はあるかと思えます。倒伏がある場合は作業時間はかかることになると思いますが、その場合は、時間をかけて収穫することになるかと思えます。叔父がオペレーションをしていましたが、支柱に近い部分は速度を落としたり慎重にやる必要があるので、支柱がない場合と比較すれば「時間はかかる」と言っていました。

ただ、1日でできる稲刈りの量は、乾燥機の要領に制約されるため1～2時間刈る時間が増えても、1日で収穫できる量が変わりませんし、14年前までは家族総出でハゼかけをしていたことを考えれば気にするほどの時間ではないです。

【質問】

申請者は過去数回に亘り、同様の太陽光発電設備による転用許可を受けているが親族所有の農地において、繰り返し農業以外の売電収入を目的に転用申請を行っていると思えます。

開発許可申請等を免れる目的で転用申請を分けることは問題と

と思いますが、単年で同様の申請を繰り返す目的について教えてください。

【回答】

開発許可等を免れる目的で分けている訳ではなく、資金的な制約から「少しずつでない」と申請できなかったというのが実情です。

大学時代に1年休学をして、実家の家業である農業と林業を手伝っていた時期がありました。大学卒業後は、茅野市で農林業をしながら生活することができないか試しました。ですが、農業の年間売上は200万円弱、経費を引くと数十万円しか残らないことを知って、お米を作るだけでは生活できないことが分かりました。

さらに、自分が定年になるまで続けようと思うと、40年後の2060年頃には人口減少が進んで、お米を食べてもらえるお客さんも少なくなってしまうことを知りました。現在、減反政策が廃止されると新潟や北海道などの広大な土地をようする生産コストが低い山地がより有利になっていく状況です。茅野市の様な中山間地域では生産コストが高いためますます米作りのみでの生計を立てることは現実的ではないと感じました。

ですので、お米を食べる人が減る中で米以外の商品も作っていかなければいけないと考えて発電所を作ることを22歳の時に検討し始めました。

発電事業を始めるためには数千万円の資金が必要だったのですが、初めて事業の計画をした時には、申請者がまだ大学生だったため「自己資金がない」とことと「発電事業の実績」がなかったため、そのような金額を金融機関からの借入れができませんでした。

まず、「収量への影響がない」設備であれば失敗する可能性が低いとため、法面へ設置する方法にて最初の発電所を運転することの実績をつくりました。

つぎに、非常に設置するための収量への影響があると考えられる「営農型」の設備を「借入れをしないでも大丈夫な規模」で設置しました。

営農型の設備を設置してから初めての作付けをしてから生育状況を見て生育に大きな影響がないとの実績をもって、金融機関への借入れをお願いしたところ融資を得ることができたため、4年越

しに申請を出すことができる状況になりました。

次 長

農業委員会の現地確認から、農地への影響というところが課題になってきていると思います。委員さんの中でも賛成・反対意見が分かれている案件です。

ここで助言をいただきたいのですが、環境審議会委員長の14番委員さんに、環境審議会の立場からご意見をいただきたいと思えます。

14番委員

環境審議会で扱っているのとは少し違いますが、この場合、営農型発電設備の設置ということですが、農業委員会で対応するのは周辺農地への影響が大事でございますが、農林水産省の農村振興局長あたりが、最近で言えば令和4年の3月、『支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて』という通達を出しております。今年の11月に農林水産省の中で『営農型太陽光発電について』という、どういうものでどうにかたちで進めたらいいのか、といった枠組みを出してくれています。そういった中で見てみると我々農業委員会で審査する場合、農振地域の青地農地への設置は、営農型太陽光発電というのは認められておまして、全国統計などでつい最近出ているものだと69%が営農型、青地への設置だということ。だからその辺のところは通っていると。問題はないというかたちの通達が来ております。あと我々がここで見ていくのはやはり周辺農地への影響をしっかりと見た上で、現在の状況を考えた場合には、大きな問題がなければ農地転用をして、且つ営農型でございますから生産の方は2割減以下に抑えるかたちでやっていくと、まあ100%でしたら問題はないのですが。その辺のところが可能かどうかというところの検討をしていくと。その辺のところは我々が見ていくところではないのかなと思います。ここで色々なご質問をなさっていますが、非常に細かいところまで考えておられまして、このような議論をすることは非常に意味のあることだと思います。こういったかたちは条件が許す限り、なるべく気候変動だとか我々の農業振興、特に申請人なんかも言っていますが「2050年まで米作

りを続けられるように」ということですね、これを米沢米の産地として起点としたかたちで、持続的なかたちで繋げていく方向に持っていくことを考えるのも、一つの方法ではないのかなと思います。うまくまとまりませんでした。すみません、以上です。

次 長

ありがとうございました。

議 長

他に質問や意見のある方は挙手をお願いします。

14番委員さんも述べられたように、質問事項に対してかなり丁寧に細かいところまで回答がありました。通常法制度上に載せた場合、この申請については許可事項であると考えるところであります。先ほどの役員会で様々な今後の波及効果等を考えた中でのことですが、これをストレートに認めざるを得ないという中でもやはり、心情的に農業というものに対する景観ということもあります。これが認められた場合、全部がそれになっていった場合あの一帯は営農型太陽光になってしまうということも懸念されますし、茅野市内への波及ということも農地離れが進む中で、お金が入ってくるのならそうしよう、と安易に考える地権者もいるのではないかと、といった意見が出ております。私が考えますのは営農型って実際なんなのか、ということです。先ほども25番委員さんがおっしゃったように国の方では作った電力を、まず第一は農業のために使いなさいよ、ということが基本になっているということです。ではこの申請者は営農を実際にやっているのか、というところが分からない部分でありまして質問させていただきました。埼玉県に居住し、営農を向こうでやっていて茅野でも、ということなのか、そうではなくて自分は勤めながら、こちらでお父さんのやっているところを借りて営農型という名のもとに売電をするというようにするのか、その辺は少しわかりませんが、いずれにしても書類が揃っていれば県の方に言っても「それは認めなさい」というようなことらしいです。難しいかもしれませんが、今回これを許可するかどうかということをお諮りしなければいけない状況であります。

27番委員営農型太陽光発電の使い道というのは決まっているのでしょうか。要は今老朽化してきている農機具の修理・購入費です

とか、それを買い替えしていく為の蓄えにしていく、いつかはそれを使うんだよということでその用途的には問題ないのでしょうか。

次 長

営農型で発電した電力を営農に使わなくてはいけないという決まりは、基本的にはないです。ここは一種農地、圃場整備されていますので、基本的には太陽光の設置はできないということになります。“ただし営農型は除く“ということでして、営農型の要件としては、構造物が農作物に支障が無いこと、水稻であれば3 m以上の架台、光が届くように全面に設置することはできない、などといった技術的な基準はあります。営農型で作った電気を営農に使用しなくてはいけないという決まりはありません。

14番委員

補足になりますが令和2年4月の改定で、施工規則におきましては10kw以上50kw未満、これはもっと大きいのですが、地域内活用要件の設定というものがあります。発生電力量の30%以上を地域で自家消費または電気事業法に基づく特定供給をしなければいけない、非常時の非常電源として活用できること、というかたちになります。50kwを超えているとその辺のところは離れますので次長がおっしゃったようなかたちになると思います。

議 長

ありがとうございました。営農型につきましては一番の基本はソーラーシェアリングということで、本質は農業の態の中にあるということで、先ほど27番委員さんから質問がありましたが、機械等を購入するためにはいいのか、ということですが、それは営農のための機械を購入するためということであれば構わないということです。最初に営農型ができた時には、その場で消費しなければいけないということで、では何に使うのかといった時に、電気を引けないから倉庫を建てて電力を準備して作業小屋を作るとか、鹿除けの電柵、夜間の電照用に使うなどしてきたわけですが、段々と国も電力が足りなくなったということでその辺は緩やかになってきております。基本的には営農を継続するため、ですからこの場合は少なくとも営農の継続性でkw数が大きいので20年以上のものというのは営農をしていかなければならないという風になるのかなと思います。私は専門家ではないのでわかりませんが、どういった

ことで設備の計画をしているのではないかと考えております。

14番委員

20年は売電価格が補償されていますので、その通りでございまして、この営農型の場合にはこれが許可されますと3年になるのか5年になるのか、事務局や県が見た上で決めるということになると思いますが、10年になると10年後にまた更新をするということで20年に持っていくというのが前提になっていると思います。3年であれば3年後に更新ということですが、玉川のブルーベリーの所はそのような形で進んでいます。

議長

ありがとうございました。そうは言いましてもこの辺は積雪がありますのでいずれにしても地耐力の調査、地盤の調査ですね、それに対して調査に応じて鑑みた構造設計ということが重点になってくると思います。私が設計書を見ていませんし見ても分からないのですが、ここへ出してきたということは大丈夫なのかなとことであります。ただ地耐力調査ということで現地の地質調査をしていないということは本人も言っております。その辺をどうするかということになります。

12番委員

とても単純な疑問ですが、転用面積が4,074㎡のうちの1.64㎡とありますが、これは何のことでしょうか。

次長

支柱を立てる部分の面積になります。

12番委員

分かりました。あと申請地は水田ですが支柱を立ててトラクターを使用できるのでしょうか。

次長

前に試験的に約200㎡の水田で刈取り実験をしまして一応水稲は作れたということになります。

議長

今トラクターなんかもキャビン付きであったり、かなり天井が高くなっております。国で推奨して営農型で効率を落とさないよということとは2m以上でやりなさいよということですが、4m以上になってくると建築確認が必要になってきますので、それ

以下に抑えているということであります。それと今ありました太陽光発電の支柱の建て方ですが、場合によっては四角い棚を組んでその上にパネルを置く方法もあります。その場合は棚を組むために周りを囲んだとしたら、その面積がこの転用面積になってきます。ほとんどは支柱を立てた上にパネルを設置する方法になってくるのではないかと考えております。

14番委員

営農型太陽光発電というのは支柱の部分だけが転用に掛かってきます。面積的にですね。非常に少ない面積の転用になってくるということです。

次 長

その通りです。それから条件的に3年間の一時転用になりますので3年ごとに水稻の出来具合等を提出いただく事になります。そして3年後にまたこのような審議にかかるということです。

14番委員

例えば父親が本人の名義でやれば10年、息子が自分でトラクターを掛けたりして色々していますが事実上やっているのは息子ではないため3年でやる必要があります。

次 長

その通りです。一時転用のみ認められるということになります。

議 長

当初14番委員さんが言ったように3年間ということでしたが、変更になりまして10年間に延ばされたということで太陽光発電の電力自給率を高めたいというための緩和策と捉えてもいいのかなと考えております。

それでは意見質問等、他にありましたら挙手をお願いします。

27番委員

地区委員さんに確認ですが、地域の方、隣接する方の最終的な気持ちの計画に対する結論というのは出ているのですか。

25番委員

回答します。この地積に中山間地の耕作者や地権者、25名が所属しております。その方達への説明会がされました。実際に回答にもありますが、このレベルで約1反歩以上が畦畔になります。土手です。実際にここに作るのは中心にパネルが設置されます。というこ

とでほとんどは田んぼになります。実際の稲の取れ高というのは手さえかければ影響はないのかなど。というのはパネルの周囲の稲を植えたり刈り取ったり、あるいはその周りの代かき、そういった機械でうまくできないところには、それなりに手を掛けないと、そのまま放置では草もできるし、ある意味多少手はかけて農地としての維持管理がされる。もし採算的にプラスになっていけば、みんながそうなるというのはいり得ないと思います。それから結構なお金が掛かるわけです、ソーラーパネルは。それも借金してやったらとんでもない事になってしまうと思います。そういう意味では全員ができるというものでもないのではないかと私は考えています。こういうことで中山間の農地が維持管理、水路にしても草刈りにしてもされていけば、宅地はこの下の方ですので、結構離れた場所ですよ、住宅街とは。となると景観的にもここを眺める人はこの周りの人位なので、そういう意味では環境、景観的にもあまり気にする人はいないだろうということから、これも一つの将来への農地の維持管理の手段として様子を見ていきたいなという関心がございます。

27番委員

その関心があるというのは委員さんの気持ちなのか隣接する方の集約なのか、どうでしょうか。

25番委員

実際に資料1の2ページに現在設置されている太陽光発電の写真があります。こういうことが本当にできるのかという不安とチャレンジというのは関心、見守ってどうなっていくかなどという意味では反対もないし、大いに賛成でもないし、どちらかというで見守りだよ、という意味のちょっと見守っていきたいという解釈でご理解いただければと思います。

27番委員

ありがとうございました。

議長

他に意見・質問等のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

25番委員さん、再度確認ですが中山間の25名の方々には説明をしてその方たちは承諾同然という状態ということによろしいです

か。

25番委員

基本的にはそういうことです。反対意見はございません。ただ心配というか、どうなるだろうね、という不安や心配、関心ということで一応理解されているというように受け止めています。たまたま私はこの中山間地の委員長を25年やってきていますので、全体のこともよく掌握できているし個人個人の意見、年に2回は出払いだとか総会も実施していますので、いろんな意見の吸い上げはできる立場にありますので、現状は皆さん理解されていると解釈しています。

議 長

ありがとうございました。理解は、やってもいいよという風にとらえてもいいですね。

25番委員

はい。

議 長

今、長々と慎重審議がされました。今後も同じようなことが出てるかと思いますが、皆さんで議論を尽くす必要があるかと思いますが、結果から言いますと今の物を出された段階で我々がこれを許可しないということを探すことは難しいのかなと思います。先ほど27番委員さんがおっしゃったように人間はやはり人情的なところがありますので、分かっているけれど…という部分があるかと思いますが。その辺は法制度では排除される場所ですが、そんなところも頭に入れてもらって、ここで採決に入りたいと思います。

議 長

採決に入ります。申請番号4について原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

こういうことがありますので、我々も今後こういうことはしっかりと実例を見届けていって、もしかしたら『これはいいぞ』とい

うことになるかもしれない、そんなことも先ほど25番委員さんがおっしゃったように不安と期待が交差している、もしかしたら明日は我が身となるかもしれない、そんなことも考えながら農業委員として見届けていきたいかなと思っております。ありがとうございました。

議 長

続きまして事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号5の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：玉川、田、585㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…夫名義で住宅を建築するため

受 人…妻名義の土地に個人住宅を建築

議 長

地区担当委員から調査確認の報告をお願いします。

1 番 委 員

12月23日、玉川地区委員4名で現地を確認しました。案内図5-5をご覧ください。集落内の第一種中高層住宅専用地です。渡人は夫である受人名義で住宅の建築をするため、土地の名義を夫の名義にすることにしました。受人夫婦は市外のアパートに住んでおりますが、地元である茅野市への転居を検討、将来的には妻の祖母を見守るため妻名義の土地への移住を決めました。現地を確認したところ、隣接農地は妻所有の田で境界確認済みです。雨水排水は敷地内地下浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続、その他被害防除措置は適切です。目的通り住宅を建築しても何ら支障はありません。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただいま地区担当委員さんからの現地確認の報告に意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。申請番号5について原案通り決定することに

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 6 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：金沢、畑、70m²

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人…受人の要望に応じる

受人…畑への進入路

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

21番委員

12月25日、金沢地区委員2名で現地確認をしてきました。案内図5-6をご覧ください。渡人と受人はともに金沢地区内に居住しています。受人は渡人の所有地を借りて自己所有の畑に進入しています。渡人は高齢となり、このままでは自分の畑への進入路がないため耕作ができなくなることから、渡人に相談したところ快く応じていただき、畑へ進入する通路として申請地を譲り受けることになりました。北側は渡人の畑、南側は住宅、東側は受人の畑、西側は道路に面しています。地目は畑ですが現在休耕地となっています。被害防除措置について法面はなく、雨水は自然浸透となります。よってこの所有権移転は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議願います。

議 長

ありがとうございました。ただいまの地区担当委員さんの現地報告に質問のある方は挙手をお願いします。

(質問なし)

議 長

採決に入ります。申請番号6について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

ここで26番委員さんから『急用により退席したい』と申し出がありました。受理したいと思いますので皆さまご承知おきください。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

議 長

議事日程第5の議案第54号「農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

利用権の終期を受ける土地について通知を発送してあります。提出期限が今月ということで今回91件の利用集積計画の提出がありました。議案書6ページから37ページが対象になります。説明は新たに貸借契約を結ぶ46件のみでお願いします。足早な説明になりますが議案と案内図の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(申請番号1から申請番号91について一括で説明)

議 長

申請番号1から申請番号91について、ご意見等ありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長

申請番号1から申請番号91について、ご意見等ありましたらお願いします。

(意見なし)

形の良い圃場整備したところにあってもやはり、時代が経つにつれて耕作ができなくなってくる、また作ってくれる人もいないということで、作り手探しにも大分苦慮していると聞き及んでいます。特に水稲というのは土地利用型でもって余った農地を、使わなくなった農地を潰すことはできますが、やはり国が望んでいる水稲から園芸品目、花や野菜に切り替えを、と言っても数多くの規

模を拡大するというような力を持つ農業者というのはまだこの辺にはいないため、田んぼは水稻農家に頼るしかないのかなという感じであります。実際、受け手が無理をして受けているというところもある、ということで、管理には問題があるところもありますが、それも致し方ないという捉え方もできるし、ではそれをどうやって解消していこうかということも今後我々農業委員会が地域とどのように話していくかということもあります。その辺も今後の課題となってきますので、よろしくをお願いします。

14番委員

素朴な疑問ですが、我々は一生懸命農地パトロールをやっていますよね、その結果というのはこういった利用権設定等に大きく関係しているのでしょうか。一連の流れの中で農地管理に繋がっているのか、お教えいただけたらと思います。

次 長

はい、今農地パトロールのデータを精査していますが、時間がかかってしまい申し訳ありません。それが【農地ナビ】という誰でも閲覧できるものですが、“耕作者がいない”というフラグ立てにも繋がっていきます。大規模な農家さんはそれを見て貸借に繋がっていくというのが実状です。

14番委員

個別の出し手の方に関してもある意味影響を与えていると、双方に対して与えているような事になりますか。

次 長

はい、誰か作り手はいないか、というようなことになるかと思いますが、そちらもフラグ立てをしますので影響は与えているということになります。

議 長

宜しいでしょうか。農地パトロールというのは我々が目視して見て来て、どこそこが荒れている、ということでそういう状態の所を黄や緑に判定するものですが、地権者さんは事務局の方に『誰か作り手はいないか』というのは同じような歩調ではありませんが、時間のズレはありますが農地の動きというのは出ているということでもあります。ただ受けた人の問題もありますが、課題もあります。そこは今後において指導していかなくてはいけない部分が多くあ

ります。それも今後の中で地域の意見を吸い上げながら対応していかなくてはいけないのかなと思います。ですから今まで総会の度に言われていましたが、ある事業者が農地を借りて作り捨てる様な状態でやっているということでありますが、地権者が周りからかなり言われた場合は『ここで契約が切れるから別の人を紹介してくれ』という相談があるようです。作り手が探せなければまた誰かに頼むということでは荒れるのかな、ある事業者に貸すのが嫌ということであれば、借り手がいなければ荒れる、ということになります。いずれにしてもそこは荒れるじゃないか、という捉え方もできますが。そういうところを一日も早く適正な農地として使ってくれるような状態にもっていくということでございます。よろしくをお願いします。

他に質問等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。申請番号1から91について承認される農業委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、新規46件・更新45件の利用権設定について、議決いたします。

議 長

議事日程第5の議案第55号「農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題といたします。

次 長

農地を合法的に貸借するには現在3つの方法があります。一つ目は農地法第3条の貸借です。これは書類が複雑で貸借期間が過ぎても合意解約をしない限り自動更新されるという現状でありましたので今は利用されていません。当時は一旦田を貸すと帰ってこないという噂にもなって耕作者の権利が非常に守られているということで3条の貸借というのはあまり行われていません。現状一番多いのが先ほどの基盤強化法ということで、書類一枚に貸付人と借受人が押印のうえ農業委員会に提出して市が公告すれば有効になる貸借ということで茅野市の95%が利用権設定の貸借にな

ります。二つ目は平成25年以降、農地中間管理機構が中間管理権を取得して認定農業者へ貸し付ける方法です。今回、議案書39ページにありますとおり、法人及び個人農業者、が本制度を利用して貸借を行うという申請があります。なお案内図51ページから53ページ目、新規に借受ける場合のみ図示してあります。中間管理機構へ一旦貸し付けて中間管理機構が仲買人となり認定農業者へ貸し付けるという方法です。この方法は今後普及していくと思いますが現在は登記簿謄本等、提出書類が難しいということで、あまり普及していないのが現状です。メリットとしては、利用権はお互いで年貢のやり取りをしますが、中間管理機構を利用すると中間管理機構が年貢の請求や支払いをやってくれます。説明は省略させていただきますが、今回申請のありました2件に対しまして中間管理機構から貸し付けるという承認になります。農業委員会の承認を得て公告行使ということになりますのでよろしくお願いいたします。

申請番号 1

権 利：賃貸借権

申 請 地：豊平、田 8 筆・畑 6 筆、合計：17,439㎡

申請番号 2

権 利：賃貸借権

申 請 地：米沢、田12筆、合計：26,759㎡

議 長

次長から説明がありましたが少々分かりにくい部分もあります。先ほど審議してもらいました利用権の設定につきましては、貸借につきましては、出し手と受け手の同意をもって農業委員会に提出すればよいというものです。この申請は農地中間管理機構という公なところが専門に扱っているところを仲介役になってくれるということでもあります。今から10年前に農業委員会法が改正になったと同時に、人・農地プランを進める中で出てきたことですが、なかなか長野県におきましては、中間管理機構の機能というのが、あまり働いていないということと、代理人が申請するにもどこへ出したらいいのか、ということも分かりにくいということで、なかなか茅野市内には普及しておりませんでした。利用権は使い勝手がよく、農業委員会を通せばいいというものですから、利用権の設定

をやっておりましたが、令和7年4月からは農業委員会で扱っていた利用権設定は全て中間管理機構一本に集約されていきます。ですから申請についても今までよりも面倒になってくるのか、先日長野県農業会議の巡回相談があった時に、事務処理の簡素化をお願いしましたが、今後どうなっていくかは分かりません。その辺も我々ももう少し勉強していかなくてはいけない点かなと思いますので、今後委員会あるいは集会を開いた際に説明できればと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

議 長

ではこの2件につきまして採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

議 長

以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、茅野市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

令和4年12月27日

議 長

委 員

委 員